

野生鳥獣保護管理におけるデジタル化の推進

1. 制度の概要

基本指針において、鳥獣の保護及び管理に当たり収集すべき情報は、鳥獣の生態に関する基礎的な調査、法に基づく諸制度の運用状況、個体数推定に必要な捕獲情報及び生息密度情報並びに被害防除対策及び効率的な捕獲に関する技術とし、これらの科学的な情報を収集・整理することにより、都道府県においては鳥獣保護管理事業の進捗を把握し、その効果について客観的に評価を行うとしている。また、国においては、最低限収集すべき情報の全国的な規格化（標準化）を進め、鳥獣の捕獲情報等を情報システム等で収集する体制の整備を図ることとしている。

2. 背景

(1) これまでの取組の概要（参考資料 2 - 3）

- ・環境省では、都道府県等が収集する鳥獣の捕獲等にかかる情報を国において収集し、一元的に管理するため「捕獲情報収集システム」を開発し、平成 30 年度より本格運用を開始している。
- ・現在、メインシステム（捕獲情報の入力・集計・報告）が 30 都道府県(64%)で、サブシステム（許可証等発行）が 26 都道府県(55%)で利用されている。
- ・都道府県による ICT を活用した鳥獣捕獲等の取組について、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金により支援してきている。

(2) 現行基本指針策定以降の状況

- ・情報システムを取り巻く環境は著しく変化しており、行政においてもオンライン利用が促進され、オープンデータ化、ペーパーレス化、クラウド化などが進んでいる。
- ・各地で鳥獣管理の省力化、効率化を目的として、ICT を活用したわなの活用やモニタリング等の取組が進められている。

3. 課題

- ① 特定計画の作成や、評価の際には、捕獲数、種類だけでなく、捕獲個体の性別や年齢構成等の情報を活用することが効果的であるが、鳥獣保護管理法に基づく狩猟者及び許可捕獲者（以下「捕獲者等」という。）からの捕獲報告（狩猟者：約 13 万件、許可捕獲者：約 34 万件）について、現行では、捕獲場所、捕獲した鳥獣の種類別の員数、処置の概要（許可捕獲のみ）を報告する仕組みとなっており、その他の情報項目については任意で収集している状況であり、十分に情報が集まっていない地域がある。
- ② 都道府県、市町村では、捕獲者から紙媒体で提出される捕獲結果を収集、整理しており、

負担が大きい。現行の捕獲情報収集システムは、都道府県等の事務負担の軽減を目的の一つとしているが、さらなる負担軽減のためには、捕獲者からの報告を ICT を活用した電子化に対応した仕組みとするなど改善が必要である。

また、多くの都道府県では、ニホンジカ、イノシシ、クマ類、ニホンザルに関する目撃情報、市街地出没情報の収集事務に負担を感じており、捕獲情報収集システムを通じて目撃情報等を収集する仕組みの構築が必要となっている。

- ③ 収集した捕獲情報について、都道府県や市町村及び研究機関における鳥獣管理や被害防止対策への活用をさらに推進する必要がある。

また、鳥獣統計については、現行のとりまとめ方法では研究等に活用しにくいとの指摘がある。

- ④ ICT を活用した鳥獣保護管理の取組は一部地域では進んでいるものの、全国で広く使われている状況ではない。また、市街地出没への対応等新たな技術開発が求められている。

3. 対応方針（案）

- ① 科学的な鳥獣保護管理を推進するために必要な情報の項目を整理し、狩猟及び許可捕獲における捕獲情報の報告の仕組みの見直しを図る（法令、基本指針）。
- ② 捕獲情報収集システムにおいて、鳥獣保護管理に関するデータ入力の簡易化を進めるとともに、捕獲者等が民間のアプリ等を活用し報告するデータをエクセルデータや CSV データで取り込む機能の追加を検討する。また、捕獲情報収集システムにおいて、野生鳥獣の目撃情報や野生鳥獣による人身被害情報を収集する機能の追加を検討（事業）。
- ③ 収集した捕獲情報については、個人情報に該当する部分を取り除いた上で、エクセルデータや CSV データ等で関係省庁や都道府県等と共有化する仕組みを検討する。また、鳥獣関係統計を始め、鳥獣保護管理に関するデータを一般市民にも理解しやすいように、データをグラフやマップ等に図化してホームページで公開するなどの見える化を進める（事業、普及啓発）。
- ④ 今後も新たに ICT を活用しようとする取組や新たな技術の導入に対しては指定管理鳥獣捕獲等事業交付金での支援を継続するとともに、各地域での有用な取組の情報を収集し、都道府県等に紹介する。（事業、普及啓発）。